

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、医療費の支払いが自己負担限度額を超えた場合、超えた分の払い戻しを受けられる制度です。払い戻しを受けるには、加入している健康保険に申請する必要があります。

※診療月の翌月から**2年以内**に申請してください。診断書代、食事代、部屋代など**自費**のものは対象外です。

■自己負担限度額

70歳未満

所得区分	入院、外来（世帯ごと）	4回目以降
ア：標準報酬月額 83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000）×1%	140,100円
イ：標準報酬月額 53～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000）×1%	93,000円
ウ：標準報酬月額 28～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000）×1%	44,400円
エ：標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
オ：住民税非課税	35,400円	24,600円



70歳以上

所得区分	外来	入院＋外来（世帯ごと）	4回目以降
上位所得者	44,400円	80,100円＋（総医療費－267,000）×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	

■申請方法

保険の種類	申請先	申請に必要なもの
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療広域連合	医療機関への支払い済み領収書
国民健康保険	市役所、支所、役場	振込先口座番号 印鑑 保険証
社会保険（協会けんぽ、共済、組合）	協会けんぽ、共済、組合	高額療養費支給申請書（各担当窓口にあります）

限度額認定証について

70歳未満の方、70歳以上の非課税世帯等の方は、事前に申請し「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。「認定証」を医療機関に提示すれば、窓口支払いを自己負担限度額までにすることが出来ます。

※限度額認定証の場合、医療機関では入院と外来は合算出来ません。それぞれの限度額までのお支払いになります。

■申請方法

保険の種類	申請先	申請に必要なもの
国民健康保険	市役所、支所、役場	印鑑 保険証 等
社会保険（協会けんぽ、共済、組合）	協会けんぽ、共済、組合	※国保は身分証明書、代理の場合委任状も必要

申請後、認定証が出来るまでに1週間程度かかります。認定証が届いたら医療機関へ提出してください。認定証には有効期限があります。期限が過ぎた後も必要な場合は再度申請し、新しい認定証が届いたら医療機関へ提出してください。

